用語の解説

1 住 宅

- 一戸建ての住宅やアパートのように「完全に区画された」建物の一部で、「一つの世帯が独立 して生活を営むことができる」ように建築又は改造されたものをいう。
- ※「完全に区画された」とは、板壁などによる固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全 に遮断されている状態。
- ※「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、以下の4つの条件を満たしていることをいう。
 - ①一つ以上の居住室
 - ②専用の炊事用流し(台所)
 - ③専用のトイレ
 - ④専用の出入口

②、③については、共用であっても他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む

2 居住世帯のない住宅

(1) 一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用している場合など、ふだん居住している者が一人もいない住宅。

- (2) 空き家
 - ア 二次的住宅(別荘等)
 - イ 賃貸用の住宅
 - ウ 売却用の住宅
 - エ その他の住宅(転勤中、入院中、取り壊し前等)
- (3) 建築中の住宅

建築中の住宅で棟上げは終わっているが、戸締りができない状態のもの。戸締りができる 程度になっている場合は、内装が完了していなくても「空き家」とした。

3 「主世帯」と「同居世帯」

- (1) 1住宅に1世帯が住んでいる場合:その世帯を「主世帯」とする。
- (2) 1住宅に2世帯が住んでいる場合:主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とする。

4 住宅の種類

(1) 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅。

(2) 店舗その他の併用住宅

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務用の部分と居住用の部分とが結合している住宅。 農業、漁業等のための作業場や納屋等の部分と居住用の部分とが結合している住宅。

5 住宅の建て方

- (1) 一戸建: 一つの建物が1住宅であるもの。
- (2) 長屋建:二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ 別々に 外部への出入口があるもの。(例、テラスハウス)
- (3) 共同住宅: 一棟に二つ以上の住宅があり、廊下・階段など共用しているもの。二つ以上 の住宅を重ねて建てたもの。階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅があ る場合も「共同住宅」。
- (4) その他:上記のどれにも当てはまらないもの。(例、工場などの一部が住宅の場合)

6 高齢者等のための設備状況

- (1) 高齢者等のための設備がある
 - ア 手すりがある
 - イ またぎやすい高さの浴槽
 - ウ 廊下車椅子通行(廊下などが車いすで通行可能か)
 - エ 段差のない屋内
 - オ 道路から玄関まで車椅子(道路から玄関まで車いすで通行可能か)
- (2) 高齢者等のための設備はない

7 自動火災感知設備の状況

(1) 自動火災感知設備がある

火災の発生を熱、煙又は炎によって自動的に感知し、火災信号又は火災情報信号を消火設備等に発信する設備や、警報等を発する設備がある場合。

ただし、共同住宅などで、共用部分のみに設置されている設備は含めない。

(2) 自動火災感知設備はない

8 住宅の耐震改修工事の状況

- (1) 耐震改修工事をした
 - ア 壁の新設・補強
 - イ 筋かいの設置
 - ウ 基礎の補強
 - エ 金具による補強
 - オ その他
- (2) 耐震改修工事をしていない

9 住宅の所有の関係

- (1)人が居住する建物
 - ア 持ち家
 - イ 公営の借家(県営住宅、市営住宅等。)
 - ウ 都市再生機構・公社の借家(UR賃貸住宅、公社住宅等。)
 - 工 民営借家
 - 才 給与住宅(社宅、公務員住宅等。)
- (2) 住宅以外で人が居住する建物
 - ア 自己所有
 - イ 賃貸・貸与

10 家賃・間代

持ち家以外に居住する普通世帯が、最近、支払った1ヶ月分の家賃又は間代。敷金・権利金・礼金・共益費・管理費等は除く。

11 通勤時間

徒歩や鉄道など普段利用している交通機関で自宅から勤務先までの通常の所要時間(片道)。

12 居住面積水準

(1) 最低居住水準

世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として、必要不可欠な住宅の面積に関する水準。

(2) 誘導居住水準

世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために考えられる住宅の面積の水準で「都市居住型」「一般型」からなる。